

# Total assist 住まいの保険

## 建物付属機械設備等 電氣的・機械的事故補償特約のご案内

住まい

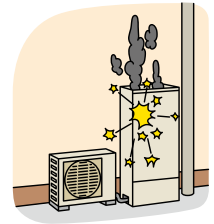
保険の対象に電氣的または機械的事故が生じ、故障\*1した場合の修理費用を補償します。  
(このチラシは、「トータルアシスト住まいの保険」の「建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約」の概要を記載したものです。)

\*1 故障の原因が自然の消耗または劣化である場合等、故障が発生しても保険金をお支払いできない場合があります。

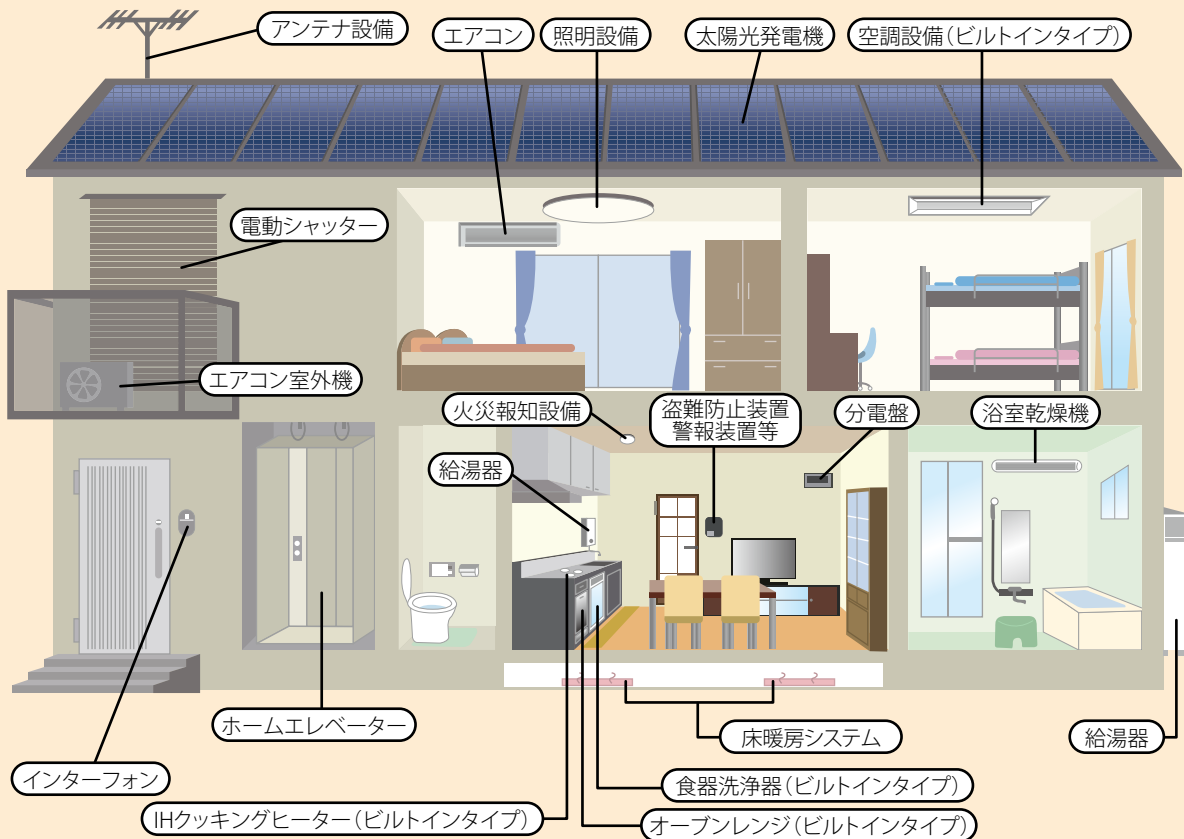
ご存知  
ですか?

以下のような機械設備の故障は、  
特約(オプション)をご契約\*2いただくことで  
補償されます。

\*2 建物を保険の対象とし、破損等リスクを補償している場合にご契約いただけます。  
ただし、建物の築年数が10年未満のご契約または更新前のご契約が東京海上日動  
で本特約をセットしていた場合に限りま。



### 補償の対象となる機械設備の具体例



### ご注意点

#### 【補償の対象とならない主なもの】

- 家財\*3、設備・什器等\*3、商品・製品等
- 電球類 ● 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型その他の型類 等

\*3 持ち家の場合、エアコンや照明設備等の建物に固着、定着している機械設備等は、建物として取扱いますので、本特約の対象となります。

※ 持ち運びができるもの、建物に固着、定着していないものは補償の対象外です。

## 想定事故例

太陽光発電機	パワーコンディショナ*1内部の回線がショートし、電力を変換することができず、結果として発電ができなくなった。 *1 太陽電池で発電した直流電力を交流電力に変換する装置
電気給湯器	ヒートポンプユニットのCO <sub>2</sub> が通る管に異物が詰まり損傷した。損傷によりCO <sub>2</sub> が流れなくなり加熱能力が低下した結果、温水が供給されなくなり、ヒートポンプユニットの交換が必要となった。

お支払いする  
損害保険金は

**損害額(修理費) — 免責金額(自己負担額)\*2です。**

(支払限度額(保険金額)を上限とします\*3。)

\*2 免責金額(自己負担額)は、破損等リスクの免責金額(自己負担額)と同額です。

\*3 「残存物取片づけ費用」「損害範囲確定費用」「仮修理費用」を含めた損害保険金の額が支払限度額(保険金額)を超える場合は、「修理付帯費用保険金」「損害拡大防止費用保険金」「請求権の保全・行使手続費用保険金」と合わせて、支払限度額(保険金額)の2倍を限度にお支払いします。ただし、上記の費用と費用保険金を除いた額は、支払限度額(保険金額)を上限とします。

※建物を保険の対象とするご契約には、「建物の復旧に関する特約」を自動的にセットします。建物に生じた損害について、損害を被った日の翌日から起算して3年以内に、「事故発生直前の状態」に復旧した場合に限り、保険金をお支払いします。ただし、あらかじめ復旧することをお約束いただき、東京海上日動が認めた場合等については、復旧前に保険金をお支払いします(損傷状況や修理内容によっては対応できないことがあります。)

## 保険金をお支払いできない主な損害

- **保険の対象のメーカーや販売店等が被保険者(補償を受けられる方)に対し法律上または契約上の責任\*1を負うべき損害**
- **自然の消耗または劣化\*2**によって生じた損害
- **ねずみ食いまたは虫食い等**によって生じた損害
- 保険の対象に対する加工\*3、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 不当な修理や改造によって生じた事故によって生じた損害
- 消耗部品(乾電池、充電電池、電球、替刃、針等)および付属部品の交換によって生じた損害 等

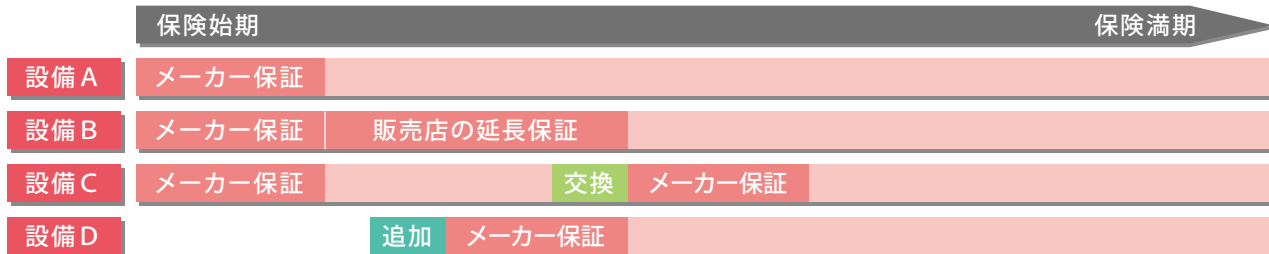
\*1 メーカー保証や販売店等の延長保証がある場合、その保証制度に基づくメーカーや販売店等の責任を含みます。

\*2 保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。

\*3 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。



## 本特約で補償される期間のイメージ



メーカーや販売店等の保証制度で補償される期間  
本特約で補償される期間

メーカー保証や販売店等の延長保証により補償される損害は、本特約の補償対象外となります。

※ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動までご請求ください。「ご契約のしおり(約款)」は、ホームページでもご確認いただけます。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

### 事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

**0120-720-110**

受付時間:

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶



### 保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

**0120-691-300**

受付時間: 平日・土日祝 午前9時~午後6時

(年末・年始を除く)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp